

第8回総合計画審議会 (10月13日) 基本計画(素案)

1. 健康増進
2. 地域医療
3. 高齢者福祉
4. 地域福祉・生活困窮者支援
5. 障害福祉
6. 国民健康保険・介護保険
7. 子育て支援

《1. 現状と課題》

- 本市では、市民の健康増進の総合的な推進を図るため、平成 27(2015)年度に「ふなばし健やかプラン 21 (第2次)」を策定し、「健康寿命^(注1)の延伸」、「主観的健康観の向上」、「生活満足度の向上」を目標に掲げ、市民、関係団体、行政の協働による健康づくりに取り組んでいます。今後の高齢化の進行に向け、生活習慣病重症化予防やフレイル^(注2)予防により、市民の健康維持、増進及び介護予防を図るとともに、新型コロナウイルス感染症などの発生等に備えた健康危機管理体制を強化していく必要があります。

【健康づくり】

- 市民の健康寿命は男女ともに延伸しており、今後も健康に自立して生活できる期間を延ばす取り組みを推進し、健康寿命のさらなる延伸を図る必要があります。
- 本市では、地域包括ケアシステム^(注3)における介護予防の推進のため、高齢者に運動機会を提供する介護予防教室を実施しているほか、ふなばしシルバーリハビリ体操^(注4)等の市民主体の活動を促進しています。また、生活習慣を改善する動機付けとなるよう、高齢者に自身の身体状態を把握してもらう取り組みを実施しています。

【疾病予防対策の充実】

- 令和元(2019)年度における本市の死亡順位は、1位はがん(悪性新生物)、2位は心疾患、3位は肺炎であり、全国や県と同様にかん及び生活習慣病が上位を占めています。
- 感染症予防については、各種予防接種を実施しており、乳幼児の接種率は概ね 95%以上を達成しているものの、児童生徒及び高齢者の接種率は比較的低い水準にあることから、接種率を向上させる必要があります。

【健康危機管理の強化】

- 新型コロナウイルス感染症は、市内においても多くの感染確認が続いており、市では、新型コロナウイルス感染症対策保健所本部を設置し、相談センターの設置をはじめ、市独自の PCR 検査の実施や療養先として医療機関の病床や無症状・軽症者が療養するホテルの確保、ワクチンの接種など、感染拡大防止策に取り組んでいます。
- 今後も新たな感染症の発生に備え、保健所だけでなく市の組織全体で取り組むための体制整備のほか、市医師会をはじめとした関係機関との協力体制をより充実させていく必要があります。
- 食品衛生に関して、食品事業者や市民に対して講習会や普及啓発の取り組みを行っているものの、毎年食中毒が発生していることから、食品衛生法に基づく HACCP^(注5)に沿った衛生管理体制の推進が必要となっています。
- 感染症及び食品衛生等に係る検査体制を強化するため、令和3(2021)年度に地方衛生研究所全国協議会^(注6)に加入しました。地域における科学的かつ技術的に中核となる機関として、検査技術向上と機能強化に取り組んでいきます。

《2. 施策の方向》

施策1 健康づくり

市民が自立して生活できる期間を延ばすため、市民の自主的な活動を促進する環境整備を行うとともに、市民が日々の生活の中で、運動機能の低下や生活習慣病の発症の予防に取り組むための健康づくり及び介護予防に関する意識啓発及び機会創出を推進します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 市民の自主的な健康づくりの機会創出
- ◆ 身体・生活状態の把握
- ◆ 介護予防知識の啓発及び運動実践の場づくり・支援

施策2 疾病予防対策の充実

がんや生活習慣病の予防・早期発見・重症化予防のため、がん検診や健康診査、保健指導を実施します。
感染症等の蔓延予防及び医療費の抑制を図るため、適正な接種時期及び接種間隔に基づいた予防接種を実施します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 各種がん検診・健康診査の受診率の向上及び保健指導の推進
- ◆ 予防接種の接種率の向上

施策3 健康危機管理の強化

新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止や新たな感染症の発生等に備え、市の業務継続体制の強化を図るとともに、関係機関との連携の強化や市民への啓発など、健康危機管理体制を強化します。

食中毒予防のため、市民や事業者への衛生教育の充実を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 感染症等の感染拡大時に対応できる市の業務継続・行動体制の強化
- ◆ 関係機関との連携による感染症感染拡大防止対策の推進
- ◆ 感染症等の健康危機に対する市民への意識啓発の推進
- ◆ 食品事業者及び消費者に対する衛生教育
- ◆ 感染症及び食品衛生等に係る検査技術向上と機能強化

《1. 現状と課題》

- 本市では、市民一人一人が、いつでも身近な地域で適切な医療を受けられるよう、地域医療体制の整備を進めており、今後も関係機関との連携や地域にある保健・医療・福祉の社会資源を有効活用しながら、さらなる体制の充実を図っていく必要があります。

【在宅医療の推進】

- 今後の高齢化の進行に伴い、医療の必要性の高い要介護者が増加することが見込まれていますが、入院期間が短縮傾向にある病院での療養の継続は難しく、病床数の大幅な増加も困難な状況であることから、在宅医療ができる体制を整備することが必要です。
- 本市では、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、医師会や歯科医師会、薬剤師会を含めた 28 団体で構成される「船橋在宅医療ひまわりネットワーク」を立ち上げ、在宅医療の充実と医療・介護の連携を図っており、多職種間での顔の見える連携づくり、人材の育成、在宅医療提供時における支援体制の検討等の活動を実施しています。

【難病患者等の支援体制の充実】

- 本市では、指定難病等の慢性的な疾病を持つ患者に対し、相談支援や医療費助成を実施していますが、対象疾病数の拡大等に対応していくため、さらなる相談支援体制の充実が必要とされています。
- 依存症については、アルコールなどの物質依存のみならず、ギャンブルやインターネットなど依存症の概念が行動障害へと広がっており、正しい知識の普及と相談支援体制の充実が求められています。

【医療提供体制の充実】

- 昭和 58(1983)年度に開院した市立医療センターは、建物・設備の老朽化や手術室等の狭あい化、診療・待合スペースの分散などによる諸課題を解消するため、早期の建て替えが必要となっています。
- 本市では、医療の安全と信頼を確保するために、医療に関する市民の相談等に対応し、医療安全相談窓口を設置しているほか、医療機関に対しては、研修や立入検査による管理体制整備の支援を行っています。

【救急医療体制の充実】

- 高齢化に伴う心疾患患者等の増加により、市内の二次救急搬送件数は、過去 10 年にわたり増加傾向にあり、今後もさらに増加することが懸念されます。
- 不要不急な受診や、救急車の不適切な利用により、医療現場の負担が増加するとともに、重症患者が必要な医療を受けられないなどの課題があるため、医療機関への適正な受診を推進していく必要があります。

《2. 施策の方向》

施策1 在宅医療の推進

超高齢社会における在宅医療を推進するため、医療・介護の関係団体や行政による医療・介護の連携体制の推進を図るとともに、在宅医療体制の充実を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 在宅医療の相談体制の充実
- ◆ 在宅医療の提供体制の拡充

施策2 難病患者等の支援体制の充実

指定難病や小児慢性特定疾病等を持つ患者や依存症の問題を抱える人が安心して生活・療養できるよう、保健・医療・福祉等の関係機関との連携や相談支援体制の充実により、地域で適切な支援を受けられる体制づくりを行います。

当施策における主な取り組み

- ◆ 難病・小児慢性特定疾病児童等の相談支援の充実
- ◆ 依存症に関する普及啓発及び相談支援体制の充実

施策3 医療提供体制の充実

市立医療センターが、救急医療及びがん医療を主体とする高度な急性期医療を提供する船橋地域の中核病院としての使命を果たせるよう、建て替えを行い、さらなる機能強化を図ります。

市民が医療機関を信頼し安心して利用できるよう、市内医療機関の医療安全管理体制の充実を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 市立医療センターの建て替え
- ◆ 医療機関への医療安全に関する意識啓発及び指導

施策4 救急医療体制の充実

重症患者が必要な際に救急医療を適切に利用できるよう、関係機関との連携により救急医療体制の維持・充実を図るとともに、市民への救急医療に関する知識の普及啓発を行います。

当施策における主な取り組み

- ◆ 救急医療体制の維持・充実
- ◆ 医療機関への適正な受診の周知・啓発

《1. 現状と課題》

- すべての高齢者が、自分らしくそれぞれの生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らし続けられるよう、生きがいづくりや相談支援体制の強化、また生活支援をはじめとした各種サービスの充実による地域包括ケアシステムの構築を目指していく必要があります。

【生きがいづくり】

- 高齢者が住み慣れた地域で健やかに暮らしていくためには、活動の場の提供など、生きがいづくりに繋げることが必要となっています。本市では、これまでも様々な生きがいづくりの場の提供を行ってきました。今後も他の事業との連携などにより、魅力のあるものとする必要があります。

【施設整備・人材確保の推進】

- 入所の必要性が高い高齢者が特別養護老人ホームへ入所できるよう、介護保険事業計画に基づいた施設整備により定員増加を図っており、引き続き計画的に施設整備を進めていく必要があります。
- 地域包括ケアシステムを構築するためには、重要な基盤である介護人材について、量・質ともに確保していくことが必要となっています。

【相談支援体制の充実】

- 認知症高齢者は、毎年千人規模で増加しており、本市では認知症の理解促進や当事者やその家族、地域住民等の交流の支援に加え、認知症初期集中支援チーム^(注1)や認知症地域支援推進員^(注2)による支援に取り組んでいます。
- 今後は75歳以上の後期高齢者の増加が拡大することにより、認知症高齢者の増加ペースが加速する見込みとなっていることから、地域で支える体制をさらに整備していくことが求められています。
- 地域包括支援センターで対応している相談件数は、年々増加しており、令和2(2020)年度の相談件数は65,249件と、高齢者人口の伸び率を上回るペースとなっています。
- 8050問題^(注3)やダブルケア^(注4)など生活環境の変化等によって新たに着目されている問題により、相談内容が複雑化していることから、高齢者本人への支援だけでなく、家族全体への支援が必要なケースが増えていくことへの対応が必要です。

【生活支援の充実】

- 地域包括ケアシステムの構築においては、地域の中での見守りや家事援助など多様な生活支援の充実が求められており、これらを支えるボランティア体制を確立する必要があります。
- 本市では、常に安否の確認を必要とするひとり暮らし高齢者に対し、地域での見守り活動の支援や緊急通報装置の貸与を行っていますが、支援が必要なひとり暮らし高齢者の増加への対応が必要です。

《2. 施策の方向》

施策1 生きがいつくり

高齢者がそれぞれ生きがいを持ちながら暮らせるよう、活動の場の提供のほか、関係団体と協力し、経験等を活かした就業の機会を提供するとともに、生きがいつくりのための事業の充実や周知を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 生きがいつくりのための活動機会の提供

施策2 施設整備・人材確保の推進

在宅における重度要介護者の入所待機の減少を図るため、介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホームを整備します。

事業者が介護人材を量・質ともに確保できるよう、介護人材の確保に取り組めます。

当施策における主な取り組み

- ◆ 需要に応じた特別養護老人ホームの整備
- ◆ 介護事業所の人材確保の支援

施策3 相談支援体制の充実

認知症になっても、安心して地域で暮らすことができるよう、本人や家族への支援とともに、地域での支援体制を強化します。

複雑化する相談内容に対応するため、地域包括支援センターを基幹とした相談支援体制の整備を進めます。

当施策における主な取り組み

- ◆ 認知症の本人や家族への支援
- ◆ 成年後見制度の利用促進
- ◆ 地域包括支援センターの機能強化

施策4 生活支援の充実

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方が安心して住み慣れた地域で生活できるよう、家事援助などの日常生活の手助けや地域での見守り体制の構築を支援します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 家事援助ボランティアの確保
- ◆ 地域における見守り体制の構築支援

《1. 現状と課題》

【地域福祉の体制整備】

- 本市では、平成 17(2005)年度に第1次地域福祉計画を策定して以来、地域に住む一人一人が、隣近所に関心を持ち、困ったときには「お互いさま」の心で助け合えるまちづくりを進めており、市を挙げて取り組んでいる地域包括ケアシステムの構築や国の提唱する「地域共生社会^(注1)」の実現に向けても、地域での助け合いの仕組みづくりは重要な要素となっています。
- 市内の各地区には、地区自治会連絡協議会、地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会が設置され、それぞれの立場で地域福祉を推進していくための積極的な取り組みを行っており、こうした団体と連携・協働をさらに推進していくことが必要です。
- 本市では、地域福祉支援員を地域福祉課内に配置したことに加え、市内の全 24 地区の地区社会福祉協議会内に生活支援コーディネーターを配置し、ボランティア等の養成・発掘及びネットワーク化を進めるとともに、町会・自治会、老人クラブといった地域の諸団体による助け合い活動である「たすけあいの会」の立ち上げを促すことで、市内全域に助け合い活動を普及させていくよう働きかけています。
- 市民意識調査における「隣近所とのつきあい」に関する設問では、「なんでも相談し助け合える」もしくは「内容によっては相談し助け合える」と回答した人の割合は、平成 28(2016)年度の 36.8%から、令和元(2019)年度は 41.0%と増加傾向であるものの、地域における顔のみえる関係づくりをさらに促進する必要があります。

【生活困窮者への支援】

- 平成 27(2015)年度より生活困窮者自立支援制度が施行されたことに伴い、本市では平成 24(2012)年度に設置した「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」の機能を拡大し、生活困窮者の相談支援、住居確保、就労支援などの自立相談支援事業を行っており、セーフティネットである生活保護制度の適正な運用とともに、生活困窮者への適切な支援を引き続き実施していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による雇用・経済情勢の悪化により、令和2(2020)年4月には、市民からの生活困窮に関する相談件数が前年と比較して3倍以上に急増したことから、総合相談窓口の相談体制を拡充し、対応を行いました。
- 本市では、生活困窮世帯等の子供を対象に、学習教室の開催や居場所づくりを実施しており、今後も貧困の連鎖を防ぐために、支援内容の充実等を検討していく必要があります。
- 本市における被保護世帯数は、平成 24(2012)年度の 6,333 世帯から令和2(2020)年度の 7,205 世帯に増加しており、特に 65 歳以上の割合が増加しています。
- 生活保護世帯は、傷病、障害、精神疾患、虐待、多重債務等の多様な問題により、保護受給期間が長期にわたる場合もあるため、各世帯・個人の実情に応じた適切な支援が行えるよう、関係機関との連携等による就労・自立支援を引き続き行っていく必要があります。

【包括的な相談支援体制の構築】

- 既存のサービスでは対応しきれない制度の狭間といわれる新たな課題(8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラー^(注2)等)に対応するには、本市に多数存在する専門相談機関にて包括的に相談を受け止め、適切な部署・機関につなぎ、相談者の問題解決のための道筋をたてられるような相談支援体制の構築が必要となります。
- さらに、複合的な課題については、専門相談機関と地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員などの地域の相談先と市が連携して協議する場づくりを検討していく必要があります。

《2. 施策の方向》

施策1 地域福祉の体制整備

誰もが自分らしく、安心して暮らせる地域となるよう、地域住民がお互いに支えあえる仕組みを構築するとともに、関係機関と連携し、地域のネットワーク構築や地域での福祉活動の支援を行います。

当施策における主な取り組み

- ◆ 地域に関わる組織・団体との連携・協働の推進
- ◆ 生活支援コーディネーターによる地域のネットワーク強化
- ◆ 新たな市民ボランティアの発掘や活動機会の提供

施策2 生活困窮者への支援

生活困窮世帯の自立を支援するため、関係機関との連携を図りながら相談体制の充実を図るとともに、貧困の連鎖防止のため、生活困窮世帯等の子供への支援を行います。

生活保護世帯の自立を支援するため、関係機関との密接な連携により、各世帯・個人の実情に応じた相談や援助を行うとともに、自立・就労の支援の充実を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 保健と福祉の総合相談窓口による支援体制の強化
- ◆ 困難を抱える生活困窮世帯の子供への支援
- ◆ 生活保護世帯への相談・支援体制の充実

施策3 包括的な相談支援体制の構築

新たな課題や複合的な課題に対応するため、関係団体や関係機関と緊密に連携し、包括的な相談支援体制を構築します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 関係機関との連携による包括的な相談支援体制の構築

《1. 現状と課題》

- 本市では、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人が住み慣れた地域で、自分の望む生活を送ることができるよう、生活不安の解消や社会参加促進のための相談支援体制を整備するほか、市民への理解啓発を行っています。

【障害への理解の促進】

- 平成 25(2013)年度に制定された障害者差別解消法では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としています。
- 平成 29(2017)年度の「船橋市障害福祉施策に関する意識調査」において、障害のある人に対する市民の理解に関する設問では、理解されていると感じている人より理解されていないと感じている人の方が多いという現状です。
- 本市では、障害者週間記念事業を開催するなど、障害に関する理解・啓発を図っているものの、理解を深めるためには継続的な取り組みが必要です。

【相談・生活支援の充実】

- 平成 29(2017)年度の「船橋市障害福祉施策に関する意識調査」において、住み慣れた地域で家族と一緒に暮らしたいと考える方が多い中、障害のある人自身や介護者の高齢化に伴う将来への不安や、障害の状態や程度に起因する様々な生活への不安を抱えており、これらの不安解消と生活支援の充実が求められています。
- 障害のある人の経済的不安、雇用への不安を解消するために、働く意欲のある人がその適性に応じて働くことができるよう多様な就労の機会が必要です。
- 本市では、障害のある人の地域生活全般に関する相談は「ふらっと船橋^(注1)」を中心に対応していますが、相談件数が増加しているほか、相談内容が複雑化・重層化していることから、相談支援体制の充実が必要です。
- 障害者数は増加傾向にあり、今後も障害福祉サービス利用者数が増加していくことが見込まれます。これに伴い、サービスの提供を担う人材を絶えず確保していく必要があります。
- 精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしく生活ができるよう、本市では精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を進めており、引き続き地域で暮らせる環境整備や支援を行っていく必要があります。

《2. 施策の方向》

施策1 障害への理解の促進

障害のある人が地域や社会に受け入れられ、障害のある人もない人も認め合いながら地域で共に暮らせるよう、幅広い年代に対し、関心を持ってもらう機会を増やすとともに、正しい知識の普及啓発を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 啓発機会の拡大による市民・事業者の障害福祉への関心と理解の促進
- ◆ 児童生徒への理解啓発活動の推進

施策2 相談・生活支援の充実

障害のある人が地域で自立した生活を送れるよう、関係機関と連携した就労支援の充実や個々のニーズ・状況に応じた障害福祉サービスの利用促進による活動機会の充実を図ります。

障害のある人自身と介護者の高齢化などの生活不安に対応するため、相談支援の充実を図るとともに、地域での生活を支援する体制の整備を行います。

当施策における主な取り組み

- ◆ 障害者就業・生活支援センターを中核とした雇用の促進
- ◆ 基幹相談支援センター^(注2)を中核とした相談支援体制の充実
- ◆ 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

《1. 現状と課題》

- 少子高齢化の進行や雇用基盤の変化、家族形態の変化等、社会経済情勢の大きな変化が続く中、医療保険、介護、福祉等の社会保障制度が担う役割は、ますます大きくなってきています。一方、社会保障制度の財政負担の増大から、将来にわたって持続可能な制度の運営が課題となっています。

【国民健康保険事業の適正な運営】

- 国民健康保険事業は、加入者の年齢構成が高く医療費水準が高い一方で、加入者の所得水準が低いという構造的な課題を抱えています。そうした中、本市では一般会計からの法定外繰入金を投入して運営を行ってきたことで、本市の国民健康保険料は県内でも低い水準となっています。
- 平成 30(2018)年度に施行された国民健康保険の広域化に伴い、都道府県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体となりました。そこで、県は保険給付に必要な費用の全額を市町村へ交付し、市町村は県が決定した国民健康保険事業費納付金を納めています。
- 保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となることや、被保険者以外の住民に負担を求めていること等の理由により、国及び県から決算補填等目的の法定外繰入金の解消が求められています。
- 近年、被保険者の減少により保険料収入や医療費総額は減少しています。その一方で、医療技術の高度化や高齢化の進行等により一人当たり医療費は近年増加傾向にあり、将来にわたって市民が安心して医療を受けることができるよう、国・都道府県・市町村がそれぞれの役割を果たしながら、財政運営の安定化を図っていく必要があります。

【介護保険事業の適正な運営】

- 介護保険事業は、平成 24(2012)年度に 19,252 人であった要介護・要支援認定者数が、令和2(2020)年度では 28,977 人と約 1.5 倍に増加しています。今後も高齢化の進行による要介護・要支援認定者数の増加とともに、サービス利用者が増加することで、介護サービス費も併せて上昇し、制度の安定的な運営が難しくなることが予想されます。
- 本市では、必要なときにサービスが利用できるように、適正なサービス量を見込んだ高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、安定的な介護保険制度が運営されるよう取り組んでいます。

《2. 施策の方向》

施策1 国民健康保険事業の適正な運営

国民健康保険事業を安定的に運営するため、保険料の見直しや収納率向上対策の強化、医療費の適正化を行い、一般会計の財政状況によらない国民健康保険事業運営を目指します。

当施策における主な取組

- ◆ 適正な運営のための保険料率の見直し
- ◆ 国民健康保険料の収納率向上対策の強化

施策2 介護保険事業の適正な運営

介護保険財政の安定・健全化を図るために、サービスの需要と供給を中長期的な視点で的確に捉えて、介護保険事業を計画的に運営します。

介護を必要としている高齢者が適切かつ効果的に介護サービスを利用できるように、介護サービスの質の向上を図るとともに、適正な給付を行います。

当施策における主な取組

- ◆ 介護保険財政の安定性・健全性の維持
- ◆ 介護保険料の収納率向上対策の強化

《1. 現状と課題》

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、女性活躍の推進など、家庭の在り方や家庭を取り巻く環境は多様化し、少子化も進行しています。本市では、すべての子供が心豊かに育ち、保護者が喜びや生きがいを感じながら安心して子供を産み育てることができる環境を整えるとともに、社会全体で子供や子育て家庭を支えるまちを目指しています。

【教育・保育の充実と居場所づくり】

- 年少人口が減少傾向にある中、本市では、女性の就業率の上昇により増加する保育需要に対応するために、保育の受け皿の拡大に取り組んできました。本市の保育所待機児童数(国基準・4月1日現在)は、ピークとなった平成 27(2015)年4月の 625 人から減少傾向で推移し、令和3(2021)年4月には 12 人と大きく減少しましたが、新型コロナウイルス感染症の教育・保育の需要や人口動態等に与える影響が不透明であることから、今後の保育需要については予測が難しい状況です。
- 小学生の放課後の遊びと生活の場を用意し、心身の健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業(放課後ルーム)の環境整備に取り組んでいます。女性の就業率の上昇により需要が増加しており、待機児童数の状況は、平成 31(2019)年4月は 346 人、令和2(2020)年4月は 472 人、令和3(2021)年4月は 227 人と解消には至っていません。

【妊娠期から子育て期にわたる支援】

- 本市では、母子健康手帳交付時における妊婦全数面接や乳児家庭全戸訪問等の母子保健事業を推進するとともに、子育ての不安や悩みを相談できる拠点として子育て世代包括支援センター(ふなここ)や地域子育て支援拠点(子育て支援センター・児童ホーム)にて、妊娠期から子育て期にわたる支援を行っています。
- 4か月児健康相談における妊娠・出産について満足している者の割合は、平成 27(2015)年度の 75.1%から令和元(2019)年度の 83.6%に増加していますが、晩婚化や晩産化、育児の孤立化など妊娠や出産、子育てを取り巻く状況は大きく変化していることから、妊娠期から子育て期にわたる支援の充実を図る必要があります。

【特別な配慮を要する子供への支援】

- 障害児通所支援^(注1)の通所受給者証の発行数は、平成 27(2015)年度末時点の 838 人から令和2(2020)年度末時点の 1,774 人と増加しています。
- 本市では、こども発達相談センターにおいて、発達に関する相談を受け、療育の必要な子供の早期発見・早期療育に向けた相談体制の充実を図っています。特別な配慮を要する子供がライフステージを通じて切れ目のない支援が受けられるよう、各関係機関で連携を図る必要があります。

《2. 施策の方向》

施策1 教育・保育の充実と居場所づくり

乳幼児期の子供が、きめ細やかで充実した教育・保育を受けることができるとともに、保護者の多様なニーズに応えるため、教育・保育の提供体制の充実・適正化を図ります。

児童が放課後に安全で安心して活動できる居場所を確保するため、放課後児童健全育成事業(放課後ルーム)と放課後子供教室(船っ子教室)の充実・連携を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 保育需要に応じた受け皿や保育士の確保
- ◆ 保護者のニーズに応える幼稚園の預かり時間等の充実
- ◆ 「放課後ルーム」と「船っ子教室」の連携強化

施策2 妊娠期から子育て期にわたる支援

出産や育児の不安を抱える家庭が、安心して子供を産み育てることができるよう、子育て世代包括支援センターが拠点となり、関係機関との連携を図りながら、支援が必要な人に対し継続的・包括的に支援します。また、母子保健事業及び地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター・児童ホーム)の充実を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
- ◆ 情報提供・相談体制の充実

施策3 特別な配慮を要する子供への支援

発達が気になる子供や障害のある子供など特別な配慮を要する子供が安心して身近な地域で生活できるよう、相談体制や療育施設の充実を図るとともに、関係機関等が連携した包括的支援体制の構築を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ こども発達相談センターの相談体制の充実
- ◆ 保健、医療、福祉及び教育機関等との連携の強化

《1. 現状と課題》

【ひとり親家庭等の自立支援】

- ひとり親家庭の就業状況が正社員である割合は、平成 25(2013)年度の 31.1%から平成 30(2018)年度の 33.3%と上昇傾向にあります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと生計の確保という2つの役割を一人で担うひとり親家庭等を取り巻く環境は一層厳しいものとなっています。本市では、これまでも就業支援や経済的支援などに総合的に取り組んできましたが、子供の貧困対策という観点からも、ひとり親家庭等の自立に向けた支援の推進を図る必要があります。

【児童虐待防止対策】

- 本市では、家庭児童相談室が県市川児童相談所と連携しながら相談や支援を実施しています。県市川児童相談所は船橋市・市川市・浦安市・鎌ヶ谷市の4市を管轄しており、児童虐待相談件数の約4割が本市の案件となっています。家庭児童相談室と県市川児童相談所を併せた本市の児童虐待相談件数は、平成 27(2015)年度の 1,038 件から令和元(2019)年度の 1,598 件と増加しています。
- 市児童相談所設置に向け、有識者等からの意見聴取や市職員の県市川児童相談所への派遣研修等による調査・検討を進めています。また、令和3(2021)年7月に「船橋市児童相談所基本構想」を策定しました。

《2. 施策の方向》

施策4 ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭等が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立し、安定した生活ができるよう、相談体制の充実や就業の支援などを推進します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 相談支援体制の充実
- ◆ 就業支援の強化

施策5 児童虐待防止対策

子供たちの安全・安心な生活を守るため、関係機関と連携し、児童虐待防止対策の強化を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 児童虐待の未然防止や対象児童等の早期発見・早期支援
- ◆ 市児童相談所の設置及び設置に向けた体制準備